

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が児童に対して行った不適切な行為について、令和6年（2024年）2月22日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校教諭（男性・25歳）・停職3月

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長（50歳）・戒告

2 処分事由等

当該教諭が担任する学級の児童に渡した手紙の中で、当該教諭が児童に対して「大好きだよ」という表現を用いた。また、児童に同意なく複数回児童の手や肩への身体接触を行い、また、「ぎゅうしていい？」等と抱擁を想起させる発言が複数回あり、児童に精神的苦痛を与えたことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」